

2012～2014年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2018年12月5日付で経済産業省より公表された「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応」等を踏まえ、系統連系工事着工申込書のご提出について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本お知らせの対象

2012～2014年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結、または同日までに旧一般電気事業者から接続の同意を得ており、かつ、後述2のご提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始しない発電事業者さま

※当該改正により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

2. 従来の調達価格の適用を希望される場合のご提出期限

(1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2019年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも2019年2月1日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2019年9月30日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも2019年8月末（目途）*までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(3) 条例アセス対象の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも2020年2月末（目途）*までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

※2MW以上の太陽光発電設備、および条例アセス対象の太陽光発電設備の場合の提出期限は、経済産業省より後日公表される予定です。

3. 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い（2MW以上）

上記1の対象のうち、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定を適用しないこととする旨の例外措置が設けられています。具体的な内容及び適用対象につきましては、以下の2018年12月5日付「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について（修正点の概要）」をご確認ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/1812005004-2.pdf>

当該例外措置を希望する場合、上記2のご提出期限までに工事着工申込書に加え、各地方経済産業局から通知される適用除外確認通知をあわせて提出いただく必要がございます。適用除外確認通知の取得方法につきましては、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181227_mikado.pdf

4. ご提出方法

当社に売電予定の場合、太陽光発電設備の電力売電申込書を提出された当社のお申込み窓口へ、郵送でご提出ください。

お申込み窓口は、当社ホームページ「再生可能エネルギーの固定価格買取制度—2. 売電を希望されるお客さまへお申込み前の確認について—(2) お申込み窓口について」をご確認ください。

URL: <http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/renew/index.html>

なお、当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介して提出していただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。

5. 留意事項

- (1) 本お知らせにおける当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。
上記2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書を提出していただくこととなります。ので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。
系統連系工事着工申込書について、上記2のご提出期限を過ぎてから提出される場合や、改めて提出していただいた日が上記2のご提出期限を超えた場合は、従来の調達価格を適用するための受領期限までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することを保証いたしかねますので、できる限り早期にお申込みください。
なお、事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きをお願いいたします。
- (2) 系統連系工事着工申込書の受領後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を当社へ提出いただく必要がございます。この時、調達価格は、改めて提出いただいた系統連系工事着工申込書の受領日より判定されますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 系統連系工事着工申込書の受領日は、当社が系統連系工事着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、上記2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- (5) 当社は、系統連系工事着工申込書の受領後、改めて系統連系に係る技術検討等を実施いたします。系統連系開始予定日につきましては、技術検討等の実施後に確定いたしますので、原則として上記(3)の受領日の連絡とは別に後日お知らせいたします。また、系統連系開始予定日については、系統状況や工事実施の状況等により、別途協議させていただく場合があることについてあらかじめご了承ください。
- (6) 当社は、系統連系開始予定日を回答後に当社系統連系工事を開始するため、工事中断の申し出や工事完了後に取下げをされた場合は、工事中断で発生した損害および取下げによる現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

この申込書は両面印刷のうえご提出をお願いいたします。

記載例

2019 年 1 月 11 日

系統連系工事着工申込書

東北電力株式会社 御中

<発電事業者>

住所	宮城県東北市南区 3 丁目 4-5
事業者名	株式会社東北メガソーラー

東北電力への売電申込みと同内容としてください。
住所・事業者名が変更になった場合は、この申込み
先立ち、当社および国への変更手続きをお願いします。

<対象設備>

FIT 認定設備 ID	A123456B78
FIT 認定発電出力 (kW)	25,000
設備の所在地	宮城県東北市南区 3 丁目 4-5

FIT 認定通知書と
同内容の情報をご記入
ください。

<本申込に係る連絡先>

法人等名称	株式会社タイヨウ
郵便番号	〒999-9999
住所	宮城県東北市北区 6 丁目 7-8
ご担当者名	山本
電話番号	011-222-5555
FAX 番号	011-222-5556
メールアドレス	taiyo@taiyo.co.jp
受付番号	A00000001

東北電力からお知らせした
受付番号をご記入ください。

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、チェックボックスに☑ (チェック) を入れてください。

- 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) に基づく農業振興地域整備計画の変更 (農振除外) または農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である
 - 本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている
 - 本件対象設備に係る事業は、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) に基づく林地開発の許可が必要である
- ※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

<適用除外への該当>

FIT 認定発電出力が 2,000kW 以上の場合で、以下のいずれかに該当する場合は、チェックボックスに☑ (チェック) を入れてください。また、**経済産業省が発行した確認書類を必ず併せて添付してください。**

- 適用除外①に該当すること (2018 年 12 月 5 日 0 時時点で、電気事業法第 48 条第 1 項に基づく工事計画届出が既に不備なく受理されていること) について、経済産業省の確認を受けた
 - 適用除外②に該当し得ること (2018 年 12 月 5 日 0 時時点で、既に林地開発許可を取得し林地開発行為着手届出が不備なく受理されていること (林地開発の許可が不要な事業の場合は、2018 年 12 月 5 日 0 時時点で既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できること) について、経済産業省の確認を受けた
- ※上記のいずれにも該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

適用除外へ該当する場合は、その証として、
経済産業省が発行した確認書類を必ず添付してください。

この申込書は両面印刷のうえご提出をお願いいたします。

上記の発電事業者（「以下、甲」）は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、東北電力株式会社（「以下、乙」）に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号「以下、再エネ特措法」）第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

【申込要件】

1. 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
3. 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
4. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
5. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第4条第2項の規定（準用される場合を含む）に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）附則第6条第2項に規定する事業計画書（みなし認定の事業計画書）を経済産業大臣に提出済みであること
6. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第10条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記aまたはbに基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超す等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上

【乙使用欄】

受領日 : 年 月 日
系統連系開始予定日 : 年 月 日※

※上記の「系統連系開始予定日」は、実際に連系される送配電設備の状況等により変わり得るため、当社として当該予定日までの系統連系をお約束するものではないことにご留意ください。
また、「系統連系開始予定日」については、系統状況や工事実施の状況等により、別途協議させていただく場合があります。

(担当)